

鈴鹿市立千代崎中学校いじめ防止対策基本方針

(令和5年4月改訂版)

1 はじめに

平成25年にいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が施行され、この法の規定を受け「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の方針」という。）」が策定されました。国の基本方針を受け、地方公共団体は地域の実情に応じて「地方いじめ防止基本方針」を策定することが努力義務とされ、これらを受け各学校では、「学校いじめ基本方針」を策定することが義務付けられました。

2 本校におけるいじめの実態

今般、他者との人間関係を構築することや多様性を認めることに課題を抱える生徒がおり、からかいや従属的な言動を行なう生徒が散見されます。

また、ソーシャルメディアの発展に伴い、インターネット上での誹謗中傷や人権侵害等に係る相談を受ける機会も増加傾向にあります。

さらに、自己肯定感が低い生徒もいることから、相互に励まし合いながら、良好な人間関係を築き上げていくことが必要です。

3 いじめの基本的な考え方

(1) いじめの法的定義

いじめとは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と「法」第2条に定義されています。 【※児童等は生徒等に読み替えるものとします。】

(2) いじめの態様及び関係法令

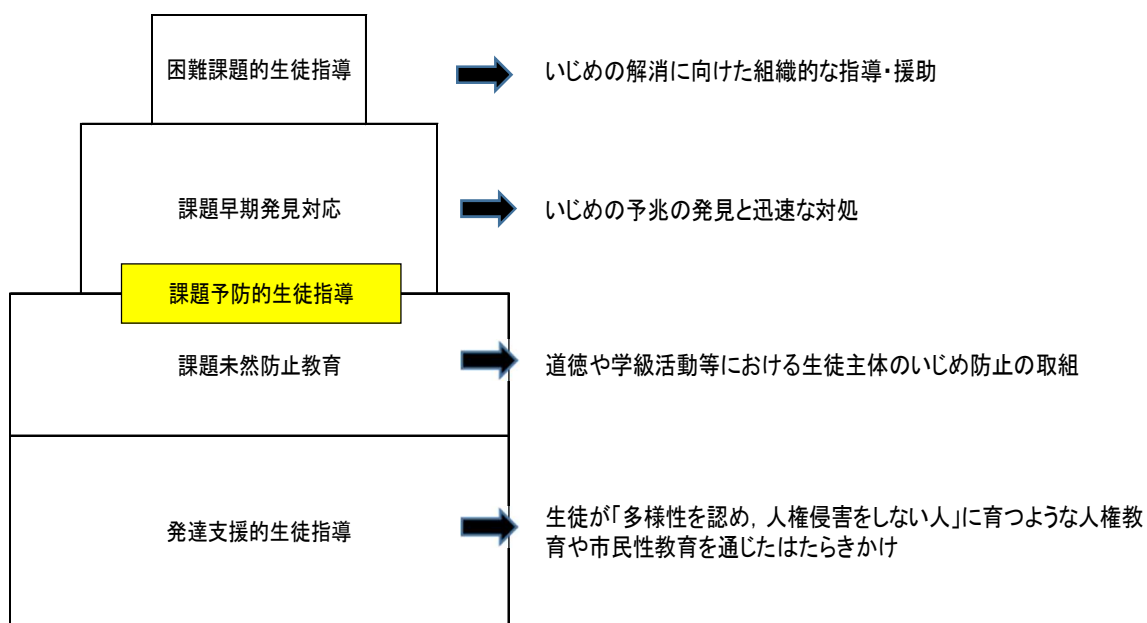
	いじめの分類	
ア	冷やかし， からかい， 悪口， 脅し	脅迫， 名誉毀損， 侮辱
イ	仲間はずし， 集団による無視	侮辱
ウ	軽くぶつかられる， 叩かれる， 蹴られる	暴行
エ	強くぶつかられる， 殴打， 強く蹴られる	傷害
オ	金品をたかられる	恐喝
カ	金品を隠される， 盗まれる， 損壊， 破棄	窃盗， 器物破損
キ	恥ずかしいことや危険なことをさせられる	強要， 強制わいせつ
ク	パソコンや携帯電話で書き込まれる	名誉毀損， 侮辱

(3) いじめに対する認識

- ・いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものであること
- ・いじめは、人権侵害であり、人として決して許させる行為ではないこと
- ・いじめは、大人には見えにくい（気づきにくい）ところで行われることが多く、発見しにくい特徴があること
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見解は間違っていること
- ・いじめは、その態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すること
- ・いじめは、教職員自身の児童生徒観、指導観及び人権感覚の在り方が問われる問題であること
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有すること
- ・いじめは、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む社会問題であること

4 いじめに関する重層的支援構造

令和4年に改訂された生徒指導提要で、いじめ対応の重層的支援構造が示されたことから、法8条に規定する教職員の責務である適切かつ迅速な対処過程（「未然防止」、「早期発見」、「事後対処」）の順序がより明確となりました。



【生徒指導提要（p 129）から抜粋】

(1) 発達支援的生徒指導「人権教育や市民性教育を通じたはたらきかけ」

いじめに取り組むためには、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することにより、生徒が人権意識を高め、共生社会の一員として生きていくための市民性を身に付ける必要があります。いじめ防止につながる発達支援的生徒指導

として、生徒が自分を大切にするとともに、他者の大切さを認めることができる人権感覚を養うことが必要であるため、人権教育の充実を図ります。

また、学校や学級の雰囲気そのものが、生徒の人権感覚の形成に密接に関連することから、以下のことに留意しながら、こうした環境において生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる場となるよう努めます。

- ・多様性に配慮し、均質化のみを重視しない学校づくり
 - ・人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係の構築
 - ・自己信頼感の育成
 - ・援助希求の促進
- 【生徒指導提要（p 130）から抜粋編集】

（２）課題未然防止教育「生徒主体のいじめ防止の取組」

いじめの未然防止教育においては、「いじめを生まない環境づくりをどのように進めていくか」について考える必要があります。いじめが生まれる構造や加害者の心理を明らかにした上で、全生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けられるような働きかけを、全教育活動を通じて継続的に行います。

（未然防止の取組）

ア 生徒一人ひとりの学力保障等

- ・生徒一人ひとりの課題に応じて、きめ細かな指導を行い、わかる、できる授業づくりを実践します。
- ・基礎基本の定着及び思考力、判断力、表現力等、確かな学力の育成に努めます。
- ・豊かな心、心身の健康など「生きる力」を育みます。

イ 居心地の良い学級づくり

- ・誰一人取り残さないようにするため、様々な課題を学級で解決できるよう、話し合い活動の充実を図ります。
- ・一人ひとりの良さや特性を理解する活動の充実を図ります。

ウ 多様な主体との人権教育

- ・校区内の幼稚園及び小学校との連携を強化するとともに、校区の実態に応じたカリキュラムを策定し、系統的な人権教育を推進します。
- ・校区人権フォーラム等、生徒が主体となって人権について考える機会を設定します。
- ・いじめや差別を許さない態度を育む人権教育を展開します。

エ 自己肯定感の醸成とキャリア教育

- ・自尊感情、自己肯定感及び自己有用感を高めるためのソーシャルトレーニングを実施します。
- ・夢や希望を持ち、キャリア形成をめざしたキャリア教育を推進します。

オ 生徒会による啓発活動等

- ・自身に関わる重要な問題であることから、生徒会の活動方針にいじめ防止を位置付けるとともに、いじめ撲滅運動やピンクシャツ運動等の取組を行います。

カ 保護者や関係機関等との連携

- ・いじめ防止の重要性を継続して保護者に発信するとともに、家庭においても、いじめ防止に向けて取り組むように連携を強化します。
- ・市教育委員会関係課や警察署等の関係機関との連携を図ります。

(3) 課題早期発見対応「いじめの予兆の発見と迅速な対処」

いじめに早期に気付くには、表面的な言動を見るのではなく、その背後にどのような感情にあるのかに思いを寄せることが必要です。そのために、生徒の表情や学級内の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知するように努めます。また、インターネット上の誹謗中傷や仲間はずし等は表面化しにくいことから、家庭と連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

(早期発見の取組)

ア 教職員のいじめを見逃さない姿勢

- ・日常の生徒の些細な言動から、生徒の置かれた状況や精神状態を推察することができる感受性を磨くとともに、教職員間の円滑な報告、連絡、相談に努めます。
- ・平素から可能な限り生徒と場を共にし、生徒と同じ目線で物事を考えられるよう共感的な姿勢で対話します。
- ・教職員の言動がいじめを助長していないか自己点検を行い、常にいじめを防止するよう努めます。

イ 日常の観察及び校内巡視

- ・業間、休憩時間、放課後等、教室や廊下等で生徒の観察を行い、いじめにつながる行為がないか、悲しい表情をしている生徒はいないか等、対話を通して早期発見に努めます。

ウ 連絡ノートを活用

- ・毎日の連絡ノートに記載されている内容から生徒の異変等に気付くことができるよう、確実に点検及び返答を行います。
- ・連絡ノートを介して、保護者との連携に努め、必要に応じて家庭訪問や学校招致等により、情報共有及び協力体制の構築に努めます。

エ 教育相談窓口の開設

- ・学期に1回、教育相談を実施し、悩みや不安等の解決に向けて相談を行うとともに、常時相談窓口を開設していくことを周知します。

- ・相談内容に応じて、スクールカウンセラーの協力を求める等、組織的な対応に努めます。

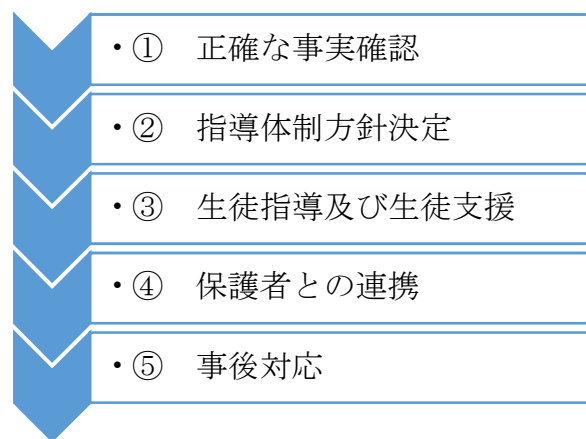
オ いじめアンケートの実施

- ・定期的にいじめ調査を行い、いじめの実態把握に努めます。
- ・自分に関わることのない事案に対しても告発することの大切さを確認するとともに、学校全体でいじめを根絶する環境や風土を醸成します。

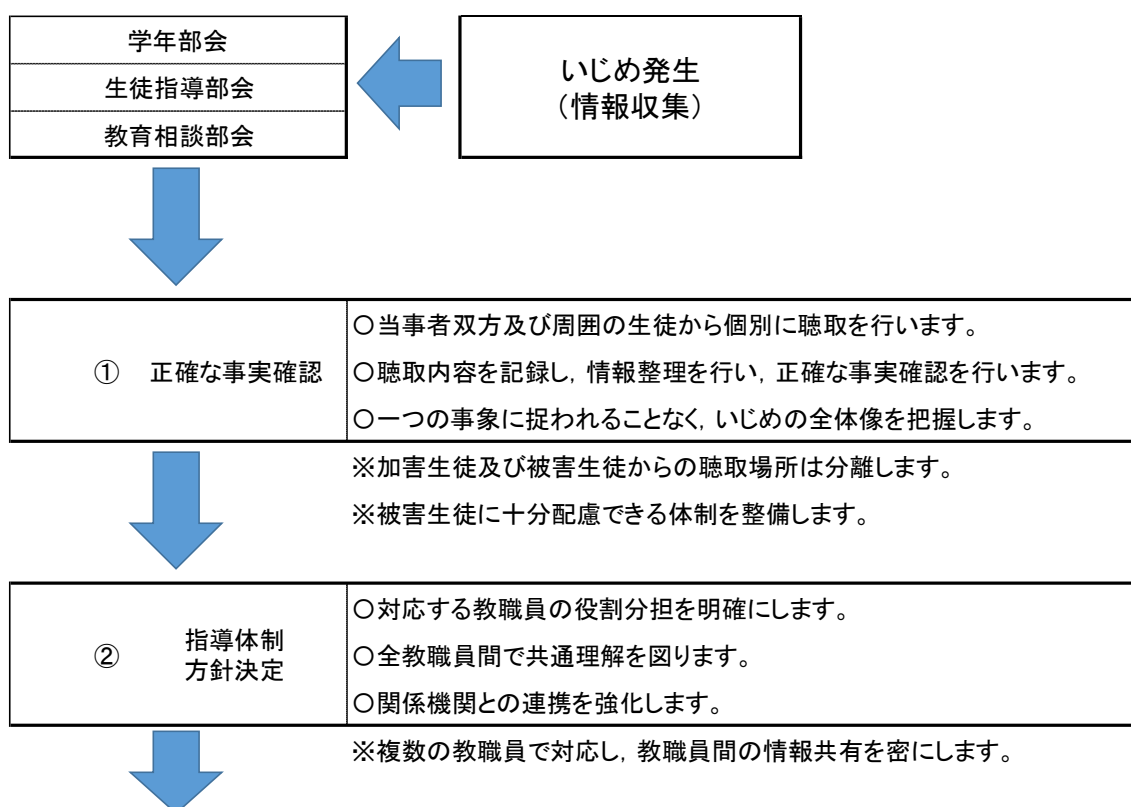
5 いじめ発生時の適切な対応

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠れば、どのような事案でも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報共有を行い、事案に応じた対応策を検討していきます。

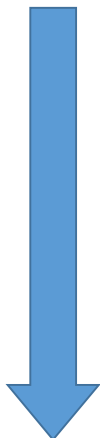
一般的にいじめが発生した場合は、右図の手順で、早期解決に向けて対処していきます。



いじめ発生時対応マニュアル（フローチャート）



③	生徒指導 生徒支援	<ul style="list-style-type: none"> ○被害生徒を保護し、心配事や不安を取り除きます。 ○加害生徒に、いじめは決して許されないことを自覚させます。
---	--------------	---



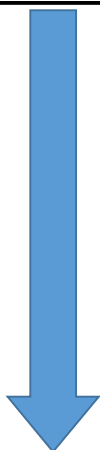
【被害生徒への対応】

- ※生徒の思いに共感し、心の安定を図ります。
- ※秘密を守り、最後まで生徒を守り抜くことを約束します。
- ※自尊感情を高める言葉がけを行います。

【加害生徒への対応】

- ※生徒の背景に着目した指導を行います。
- ※毅然とした対応を行うとともに、生徒の孤立感や疎外感を払拭します。
- ※被害生徒の気持ちに思いを寄せる指導を行います。

④	保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者双方宅を訪問し、事実報告及び対応方針を説明します。 ○今後の指導に対する協力及び理解を求め、連絡方法を協議します。 ○被害生徒の保護者には、丁寧な事実説明を行います。
---	---------	---



【被害生徒保護者への対応】

- ※事案発生日に面談を行い、共感的態度で事実を伝えます。
- ※解決に向けて指導方針を説明し、相互理解を図ります。
- ※家庭での見守りと些細な変化の報告等協力を求めます。

【加害生徒保護者への対応】

- ※被害生徒保護者との面談後、直ちに面談を行います。
- ※被害生徒保護者の痛みを伝え、事実関係と解決方針を説明します。
- ※家庭での指導に係る助言を行い、今後の連携を求めます。

⑤	事後対応	<ul style="list-style-type: none"> ○再発防止に向けた継続的な指導及び支援を行います。 ○スクールカウンセラー等を活用し、心のケアに努めます。 ○誰もが大切にされる仲間づくりの実践を行います。
---	------	--

【周囲の生徒への対応】

- ※当事者間の問題と考えず、傍観者から抑止者への変容を求めます。
- ※いじめを告発することは、重要な防止策であることを伝えます。

6 いじめ対策委員会

いじめの撲滅を目指して、学校全体で組織的な取組を行い、事案発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、校内に「いじめ対策委員会」を設置します。

(1) いじめ対策委員会構成員

○常任委員会

校長，教頭，学年主任，生徒指導主事，人権教育主任，教育相談主任
養護教諭，スクールカウンセラー

○特別委員会（事案発生時の調査及び対応）

当該学年の学年主任，学年生徒指導担当者，担任

○連携機関

鈴鹿市教育委員会事務局教育支援課，鈴鹿市子ども政策部子ども家庭支援課
鈴鹿警察署，スクールカウンセラー

(2) いじめ対策委員会の役割等

- ア 年間2回程度の定例委員会を開催し，取組や成果等の検討を行います。
- イ 決定事項等は，職員会議で報告し丁寧な情報共有を行います。
- ウ 重大事態（※）発生時に緊急対策会議を開き，対応策を決定します。
- エ いじめ防止に係る学年行事や研修会等の立案計画を行います。
- オ 生徒指導部が実施するアンケート調査を分析します。

(※) 重大事態（法第28条）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態の事例

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 児童生徒が自殺を企図した場合 | 2 身体に重大な被害を負った場合 |
| 3 金品等に重大な被害を被った場合 | 4 精神性の疾患を発症した場合 |

重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を始めるのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。いじめを受けた生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告，調査に当たります。

7 いじめ検証委員会の設置

定期的にいじめの対応について検討を行い、対応策の改善等を図るために、学校運営協議会に「いじめ検証委員会」を位置付けます。

8 関係機関との連携

事案が発生した際は、鈴鹿市教育委員会事務局に事案報告を行うとともに、刑事法規等に抵触する場合は、警察署に直ちに通報します。

また、教職員が法の趣旨に則り、未然防止や早期発見等いじめに事案に係る適切な対応ができるよう、専門家等を招聘した教職員研修を行います。

- ・マニュアル等の周知徹底を図るための研修を実施します。
- ・カウンセリングマインド向上を目的とした研修を実施します。
- ・仲間づくりの実践研究に関する研修を実施します。
- ・人権感覚を磨くための研修を実施します。

附則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。